



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

ビジネスと人権に関する
行動計画を

東京都

テレワーク・
ワンストップ相談窓口

半径5メートルからのテレワーク

ビジネスと人権に関する 行動計画を

ハラスメント防止への取り組み

政府は2020年10月16日、企業活動における人権尊重の促進を図るために「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定しました。

労働施策総合推進法など最近のハラスメントに関する雇用管理上の措置（防止措置）で求められていることも、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に沿ったものとなっています。また、国連の指導原則は、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）のための2030アジェンダで具体的な取り組みが策定されています。

当事務所では、ハラスメント防止への取り組みのご支援をさせていただいております。ご一緒に、社員の笑顔溢れる職場を作ってまいりましょう。



東京都テレワーク・ ワンストップ相談窓口

テレワークの導入・運用時における様々な疑問や課題に対して、社会保険労務士はじめIT等の専門家が、無料で1時間、オンラインで助言します。都内企業の経営者や人事労務担当者に加えて、従業員個人の方の利用も可能です。どうぞご活用ください。

(平日 9時～17時、Webで要予約)

半径5メートルからの テレワーク

身近な出来事から世の中を見つめていく視点の大切さ

2021年の新入社員は、就職活動から入社後の新入社員教育まですべてをコロナ禍の中で迎えました。時代の挑戦に見事に応戦する素晴らしい社会人の世代です。

企業文化や組織風土といった人間関係から形成されるコミュニケーション文化を教えていくのはとても難しい課題の一つです。

だからこそ、身近な出来事から世の中を見つめていく視点である半径5メートルを大切にしていくことが求められているのではないのでしょうか。

当事務所では、オンラインでも安心して社員のみなさまをサポートする仕組みづくりのお手伝いをさせていただきます。

どうぞ、安心してご相談ください。



小林 勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3 階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-6800-5979

